

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

目標に対する実施内容の達成状況「◎…達成できた、○…概ね達成できた、△…達成はやや不十分、×…全く達成できなかった」

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
さくら体操の推進	<p>○介護予防においては運動や社会参加の機会を設けることが重要であり、それらの機会を継続して実施していくためには、その居場所等に応じて適切な支援を行う必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響で、運動や社会参加の機会が減少しているため、ICTの利活用等新たな取り組みを含めて担保していく必要がある。</p>	<p>・内容の充実のため、リハ職が会場を巡回し、助言・指導を行う。</p> <p>・会場ごとに先頭に立って活動するボランティア（介護予防リーダー）の養成講座を行う。</p> <p>さくら体操の会場数 R2：17か所→R5：46か所 さくら体操の延参加人数 R2：3,700人→R5：12,200人 新規介護予防リーダー養成者数 毎年10人</p>	<p>年度末に、増数に対する評価を行い、計画年時に達成できるよう進捗管理も実施する。</p>	<p>・リハ職による巡回は、回数を減らして実施。自宅でできる取り組みや、オンラインを使用した体操を試みた。</p> <p>さくら体操の会場数 30か所 さくら体操の延参加人数 6,296人 新規介護予防リーダー養成者数 12人</p>	◎	<p>いずれの指標の数値も増加させることができたため。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で活動量の減少傾向が続いているため、引き続き自宅での取り組みやオンラインの活用を図る。</p>
地域の居場所に対する支援の充実	<p>○介護予防においては運動や社会参加の機会を設けることが重要であり、それらの機会を継続して実施していくためには、その居場所等に応じて適切な支援を行う必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響で、運動や社会参加の機会が減少しているため、ICTの利活用等新たな取り組みを含めて担保していく必要がある。</p>	<p>・生活支援コーディネーターを中心に、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援を実施。</p> <p>・居場所の情報を掲載した冊子と地図をそれぞれ隔年で発行し、情報を周知するとともに、居場所間の交流も図る。</p> <p>市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 R5までに：153か所</p>	<p>年度末に、増数に対する評価を行い、計画年時に達成できるよう進捗管理も実施する。</p>	<p>・生活支援コーディネーターが新規の立ち上げ支援を行いつつ、既存の地域資源等の再確認を行った。</p> <p>市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 179か所</p>	◎	<p>R5年度までの目標を上回ったため。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で、対面によらないオンライン等での地域活動へのニーズが非常に高いものの、高齢者のスマートフォンの操作が課題となっているため、講習会の実施及び情報提供を図る。</p>

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
リハビリテーションのサービス提供体制の構築	訪問リハビリテーションの利用率は、2.2%程度で推移しており、全国平均、東京都平均と比較して高く、提供体制は充実していると考えられる。 通所リハビリテーションの利用率は、年度で上下はあるが、8.2%程度で推移しており、全国平均よりは低いものの、東京都平均と比較して高く、提供体制は充実していると考えられる。 現状として、市の介護保険制度内でのリハビリテーション提供体制は比較的充実していると考えられる。 そのため、充実しているサービスの利用率の維持・向上を図り、必要に応じて事業所の指導や研修を進めていく。	サービス利用率の維持・向上 事業所への支援の実施	・訪問リハビリテーションの利用率 ・通所リハビリテーションの利用率	介護事業者連絡会における研修の実施 実施日：令和4年2月22日（火） 内容：コロナ感染症の最新情報と感染拡大防止のために 介護事業所への事業継続補助金の交付 1事業所最大20万円の補助金を交付し、事業所の事業継続を支援した。	△	訪問リハビリテーションの利用率 小金井市：2.3 東京都：1.7 全国1.9 通所リハビリテーションの利用率 小金井市：6.6 東京都：4.7 全国：8.6	<課題> 通所リハビリテーションの利用率は、6.6%となった。東京都平均を上回っているが、全国平均を下回っている状況である。 <対応策> 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供体制は引き続き充実していると考えられる。必要な方が必要な時に通所リハビリテーションを利用できるように、引き続き事業所への支援を行う。
要介護認定の適正化	要介護認定の判定に大きな影響を及ぼす認定調査資料が全国一律の同じ調査項目でも認定調査員個人ごとにとりまとめ結果や判断が異なる。そのため主治医意見書等の内容と差異が発生し、認定審査会での意見にも影響し正しい判定に導くことが難しくなる。 また、主治医意見書も修正箇所が多いので点検が必要である。 最終判定での認定審査会委員の考えが固執しないよう調整も重要である。	・eラーニング学習システムを市内事業所認定調査員に推奨を勧め、受講率向上を目指す。 ・東京都及び小金井市の認定調査員研修を年度内に定期的開催を目指し、出席者を募る。 ・認定審査会委員研修や合議体長の連絡会議を開催する。	・eラーニングシステム受講の推奨を年2回行い、受講実績を前年より向上させる。 ・東京都及び小金井市の認定調査員研修を年2回開催する。 ・認定審査会委員研修を年1回、合議体長会議を年2回開催し、情報共有を図る。	・認定調査員新任研修は1回行ったが、資料発送等にとどまった。 ・認定審査会委員研修は開催がなく、合議体長の会議は年度内1回であった。	△	新型コロナウイルス感染症の影響で参集型受講形式を主体として計画していたため、応募者や対象者が難色を示し、実施予定の減少が図れなかった。	web会議などインターネット回線を利用した会議を早くから計画し、動向調査等を行い、実現可能な状況設定の基礎を図る時間がなかった。 現在計画中である。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
ケアプラン点検	<p>東京都のガイドラインを活用し、運営基準を遵守したケアプランとなっているか確認を行っている。新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、指定更新前の運営指導の際、同時にケアプラン点検を実施している。</p> <p>担当の人員体制から、運営指導とは別での実施は難しいことや、専門的な知識の習得が課題となっている。</p>	<p>サービス受給者が真に必要なとするサービスを利用できるよう点検を行うとともに、点検項目や実施件数について、さらに効果的に実施できるように見直しを進める。</p>	<p>実施件数：15件以上</p>	<p>実施件数：3件</p>	△	<p>新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、指定更新前の運営指導の際に同時にケアプラン点検を実施することとしたため、目標件数を達成できなかった。</p>	<p>担当の人員体制から、運営指導と切り離した実施は難しい。また、点検の質を高めるためにも、専門的な知識を得るべく研修の受講等を行う。</p>
住宅改修・福祉用具給付の適正化	<p>適切な住宅改修や福祉用具の利用の推進のため、介護保険のサービス利用についての案内冊子を作成し、周知を図っている。</p> <p>住宅改修については、一部のケースで改修時に現地調査を行い、必要性の確認を実施している。また、福祉用具については、軽度者の福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないよう医師の所見やサービス担当者会議の記録を確認を行っている。</p> <p>いずれについても専門的な知識の習得が課題となっている。</p>	<p>点検項目、点検方法等のマニュアルの見直しを行いながら、効率性を高め、点検実施件数を増やす。</p>	<p>住宅改修の現地調査件数：10件以上</p>	<p>住宅改修の現地調査件数：6件</p>	△	<p>利用者の申請状況や新型コロナウイルスの感染状況から、目標件数を達成できなかった。</p>	<p>専門的な知識の習得について、引き続き研修の受講や好事例の収集などを行う。</p>

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度（年度末実績）			
第8期における具体的な取組	現状と課題	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策
縦覧点検・医療情報との突合	給付費の誤請求や介護保険・医療保険の重複請求のケースの洗い出し及び点検を国民健康保険団体連合会へ委託し、連携しながら適正な請求処理を促している。 なお、縦覧点検については、費用対効果の観点から給付適正化への効果が見込める一部の点検項目の実施に留めている。	国民健康保険団体連合会と連携しながら、誤請求を行っている事業所に対して指導を行い、誤請求を是正し、適正な介護報酬の請求を促進する。	毎月実施	毎月実施	○	一部の項目について毎月実施した。提供されたサービスの整合性について確認を行うことで、適切な介護報酬の請求に繋がった。	国民健康保険団体連合会が対応する部分との区分けが曖昧であるため、不明なケースはその都度国民健康保険団体連合会へ確認している。
介護給付費通知	年1回、特定の圏域に対して特定の月のサービス利用に関する介護給付費通知を発送し、被保険者自らが利用しているサービスの内容や料金を確認してもらっている。通知内容については、受給者が理解しやすいよう適宜見直しを行っている。	受給者にとって分かりやすく、かつ効果的な給付費通知を行い、受給者に対して適切なサービスの利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適切な請求を促進する。	年1回実施	年1回実施	○	令和4年2月に実施した。利用者の制度理解の促進等に一定寄与した。	基本的には、適正な請求がされているが、内容をなるべく簡素化するとともに、丁寧な案内に努め、利用者の制度理解促進を更に図っていく必要がある。
給付実績の活用	国民健康保険連合会から様々な給付実績の帳票が送付されてきているが、種類が多く、効果的に活用するために、検討が必要である。	東京都や国民健康保険連合会の研修に参加することで、確認帳票の拡大を図り、適切なサービス提供と費用の効率化、事業所の指導育成を図る。	給付実績の活用状況	給付実績の一部（他保険者利用の地域密着型サービス一覧表）について活用	△	事業者指定に基づいたサービスが適切に行われていることが確認できた。それ以外の帳票については効果的な活用方法を検討していく。	東京都や国民健康保険連合会の研修に参加し、活用するための知識を習得する。